

## 木曾川水系流域治水協議会 規約

### (設置)

第1条 「木曾川水系流域治水協議会」(以下「協議会」)を設置する。

### (目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、木曾川水系において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

### (協議会の構成)

第3条 協議会は、別表-1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項による者のほか、必要があると認めるときは、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表-1の職にある者以外の者の参加を求めることができる。

### (幹事会)

第4条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

### (事務局)

第5条 協議会及び幹事会の事務局を、中部地方整備局 木曾川上流河川事務所 調査課 及び 木曾川下流河川事務所 調査課に置く。

### (協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 木曾川水系で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

### (協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第9条 本規約は、令和2年9月17日から施行する。

別表－1 木曾川水系流域治水協議会 委員

| 関係機関名 |       | 役職名 |
|-------|-------|-----|
| 長野県   | 上松町   | 町長  |
| 長野県   | 南木曾町  | 町長  |
| 長野県   | 木祖村   | 村長  |
| 長野県   | 王滝村   | 村長  |
| 長野県   | 大桑村   | 村長  |
| 長野県   | 木曾町   | 町長  |
| 岐阜県   | 岐阜市   | 市長  |
| 岐阜県   | 大垣市   | 市長  |
| 岐阜県   | 高山市   | 市長  |
| 岐阜県   | 多治見市  | 市長  |
| 岐阜県   | 関市    | 市長  |
| 岐阜県   | 中津川市  | 市長  |
| 岐阜県   | 美濃市   | 市長  |
| 岐阜県   | 瑞浪市   | 市長  |
| 岐阜県   | 羽島市   | 市長  |
| 岐阜県   | 恵那市   | 市長  |
| 岐阜県   | 美濃加茂市 | 市長  |
| 岐阜県   | 各務原市  | 市長  |
| 岐阜県   | 可児市   | 市長  |
| 岐阜県   | 山県市   | 市長  |
| 岐阜県   | 瑞穂市   | 市長  |
| 岐阜県   | 本巣市   | 市長  |
| 岐阜県   | 郡上市   | 市長  |
| 岐阜県   | 下呂市   | 市長  |
| 岐阜県   | 海津市   | 市長  |
| 岐阜県   | 岐南町   | 町長  |
| 岐阜県   | 笠松町   | 町長  |
| 岐阜県   | 養老町   | 町長  |
| 岐阜県   | 垂井町   | 町長  |

別表－1 木曾川水系流域治水協議会 委員

| 関係機関名 |       | 役職名 |
|-------|-------|-----|
| 岐阜県   | 関ヶ原町  | 町長  |
| 岐阜県   | 神戸町   | 町長  |
| 岐阜県   | 輪之内町  | 町長  |
| 岐阜県   | 安八町   | 町長  |
| 岐阜県   | 揖斐川町  | 町長  |
| 岐阜県   | 大野町   | 町長  |
| 岐阜県   | 池田町   | 町長  |
| 岐阜県   | 北方町   | 町長  |
| 岐阜県   | 坂祝町   | 町長  |
| 岐阜県   | 富加町   | 町長  |
| 岐阜県   | 川辺町   | 町長  |
| 岐阜県   | 七宗町   | 町長  |
| 岐阜県   | 八百津町  | 町長  |
| 岐阜県   | 白川町   | 町長  |
| 岐阜県   | 東白川村  | 村長  |
| 岐阜県   | 御嵩町   | 町長  |
| 愛知県   | 名古屋市  | 市長  |
| 愛知県   | 一宮市   | 市長  |
| 愛知県   | 津島市   | 市長  |
| 愛知県   | 犬山市   | 市長  |
| 愛知県   | 江南市   | 市長  |
| 愛知県   | 小牧市   | 市長  |
| 愛知県   | 稲沢市   | 市長  |
| 愛知県   | 岩倉市   | 市長  |
| 愛知県   | 愛西市   | 市長  |
| 愛知県   | 清須市   | 市長  |
| 愛知県   | 北名古屋市 | 市長  |
| 愛知県   | 弥富市   | 市長  |
| 愛知県   | あま市   | 市長  |

別表－1 木曾川水系流域治水協議会 委員

| 関係機関名              |       | 役職名  |
|--------------------|-------|------|
| 愛知県                | 大口町   | 町長   |
| 愛知県                | 扶桑町   | 町長   |
| 愛知県                | 大治町   | 町長   |
| 愛知県                | 蟹江町   | 町長   |
| 愛知県                | 飛島村   | 村長   |
| 三重県                | 桑名市   | 市長   |
| 三重県                | いなべ市  | 市長   |
| 三重県                | 木曾岬町  | 町長   |
| 長野県                | 建設部   | 部長   |
| 岐阜県                | 県土整備部 | 部長   |
|                    | 都市建築部 | 部長   |
| 愛知県                | 建設局   | 局長   |
| 三重県                | 県土整備部 | 部長   |
| 独立行政法人 水資源機構 中部支社  |       | 事業部長 |
| 中部地方整備局 新丸山ダム工事事務所 |       | 事務所長 |
| 中部地方整備局 丸山ダム管理所    |       | 管理所長 |
| 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所 |       | 事務所長 |
| 中部地方整備局 木曾川下流河川事務所 |       | 事務所長 |

<オブザーバー>

| 関係機関名    |  | 役職名        |
|----------|--|------------|
| イビデン株式会社 |  | エネルギー統括部長  |
| 中部電力株式会社 |  | 川辺水力制御所長   |
| 関西電力株式会社 |  | 木曾水力センター所長 |
|          |  | 今渡水力センター所長 |